

○ 介護保険住宅改修について

恵那市

【概要】

要介護（要支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取り付けや段差の解消など、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

※ 支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

【支給方法】

《償還払い》

住宅改修費用は、いったん利用者が全額を支払い、後で市に保険給付分を請求し、支給されます。

《受領委任払い》

住宅改修費用の1～3割分を利用者で支払い、残りの7～9割は工事施工事業者へ恵那市が支払います。受領委任払いを利用できるのは、恵那市に登録のある工事施工事業者のみです。

□ 支給対象者

介護保険の要介護認定で、要介護・要支援の認定をされた方

□ 支給限度額

要介護状態区分（要介護度）にかかわらず、支給限度額を20万円以内（消費税含む）として、住宅改修に要した費用の7～9割が、介護保険から支給されます。

□ 自己負担

住宅改修で認められる内容に要した費用（消費税含む）の1～3割（介護保険負担割合証による）

□ 改修の対象

要介護・要支援認定有効期間内に着工した住宅改修で、必要と認められるもの。

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器への便器の取替え
- ⑥ ①～⑤の改修にともなって必要となる工事

□ その他注意事項

- 老朽化や故障が直接の理由である場合、対象となりません。
- 住民票上の住所にある住宅が対象となります。
- 住宅所有者が当該被保険者以外（持ち家以外）の場合は、別紙「住宅改修承諾書」を必ず添付してください。（家族が所有している住宅においても必要です）
- 領収書は当該被保険者名以外のものは、支給対象となりませんのでご注意ください。
- 給付費の支給先（振込先口座名義人）が被保険者と異なる場合は、別紙「受領委任状」を必ず添付してください。
- 次の場合は改修内容が適当であっても住宅改修費の支給を行いませんのでご注意ください。
 - ① 要介護等認定期間内に工事が完成していない場合。（要介護等認定の新規申請中に改修を行い、認定結果が非該当と判定された場合、更新申請後非該当になった場合等）
 - ② 改修後の住宅を利用されていない場合。（死亡、入院、施設入所、転居等）
 - ③ 事前申請確認結果通知前に工事をした場合。

《（償還払い）住宅改修費支給までの流れ》

事前相談

介護支援専門員（ケアマネジャー）など介護保険住宅改修について専門性があると認められる者に住宅改修の相談

事前確認申請

住宅改修に係る理由書等及び見積書の内容が、対象になるかどうか市へ事前に確認する。

工事施工前に必要な書類

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書等（ケアマネジャー等が作成）
- ③ 見積書・見積額内訳書（明細）

※ 工事を行う箇所、内容、規模等が明記されているもの。「住宅改修費」の対象外の工事をあわせて行った時は、対象部分の抽出、按分など対象経費を明確にするとともに、全体の見積書も添付してください。）

（ケアマネジャー等は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明すること。）

- ④ 工事施工前の箇所ごとの写真

完成予定の状態が分かるようライン等で表示してください。写真には日付を表示してください。段差解消は、段差が分かるようにスケール等で表示してください。必要に応じてカタログ等を添付してください。

- ⑤ 住宅所有者の改修承諾書（※持ち家以外の場合は必ず添付）
- ⑥ 受領委任状（※当該被保険者と振込先口座名義人が異なる場合は必ず添付）
- ⑦ 賃貸契約書の写し（※借家の場合のみ）

「住宅改修における事前申請確認結果通知書」の送付、受理

※ 事前申請確認結果通知書が被保険者に届くまでに1週間程度かかります。（事前申請確認結果通知書が届く前に着工した場合は、介護保険住宅改修費の支給は無効になる場合がありますのでご注意ください。）

※ 改修工事施工途中に何らかの理由により、事前申請時の施工内容を変更する場合は、実際の施工前に当市に至急連絡願います。

施工⇒完成

事前申請確認結果通知書が届いてから、住宅改修施工業者に依頼してください。

完成後、住宅改修業者に費用（全額）を支払います。

支給申請

下記のものを、工事完成後に高齢福祉課（各振興事務所）に提出してください。また、その際に必ず着工日と完成日を報告してください。

工事完成後に必要な書類

- ① 住宅改修に要した費用に係る領収書
（※当該被保険者以外の領収書は不可。領収書が必要な場合は、原本を提示の上、写しを提出してください）
- ② 工事費内訳書（※金額等事前申請時と変更があった場合）
- ③ 住宅改修の完成後の状態を確認できる写真（日付表示入）

費用支払

指定の金融機関へ費用のうちの保険給付分（7～9割）が振り込まれます。

《（受領委任払い）住宅改修費支給までの流れ》

住宅改修費の支給は、原則「償還払い」となりますが、利用者と住宅改修施工事業者との合意のもと、施工事業者は利用者から改修費用の1～3割分の金額のみを利用者負担額として受け取った上で、本来恵那市から利用者へ支給される住宅改修費を利用者の代わりに利用者の委任に基づき、保険給付分を直接改修施工業者へ支払います。

これにより、利用者は、改修費用の全額を施工事業者へ支払うことが必要なくなり、利用者の一時的な施工費負担を軽減することができます。

なお、受領委任払いを利用できるのは、恵那市に登録のある事業者のみです。

事前相談

介護支援専門員（ケアマネジャー）など介護保険住宅改修について専門性があると認められる者に住宅改修の相談

事前確認申請

住宅改修に係る理由書等及び見積書の内容が、対象になるかどうか市へ事前に確認する。

工事施工前に必要な書類

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ② 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い申請書
- ③ 住宅改修が必要な理由書等（ケアマネジャー等が作成）
- ④ 見積書・見積額内訳書（明細）

※ 工事を行う箇所、内容、規模等が明記されているもの。「住宅改修費」の対象外の工事をあわせて行った時は、対象部分の抽出、按分など対象経費を明確にするとともに、全体の見積書も添付してください。）

（ケアマネジャー等は、複数の住宅改修の事業者から見積もりをとるよう、利用者に対して説明すること。）

- ⑤ 工事施工前の箇所ごとの写真

完成予定の状態が分かるようライン等で表示してください。写真には日付を表示してください。段差解消は、段差が分かるようにスケール等で表示してください。必要に応じてカタログ等を添付してください。

- ⑥ 住宅所有者の改修承諾書（※持ち家以外の場合は必ず添付）
- ⑦ 賃貸契約書の写し（※借家の場合のみ）

「住宅改修における事前申請確認結果通知書兼介護保険住宅改修費受領委任払い承認通知書」の送付、受理

※ 事前申請確認結果通知書が被保険者に届くまでに1週間程度かかります。（事前申請確認結果通知書が届く前に着工した場合は、介護保険住宅改修費の支給は無効になる場合がありますのでご注意ください。）

※ 改修工事施工中に何らかの理由により、事前申請時の施工内容を変更する場合は、実際の施工前に当市に至急連絡願います。

施工⇒完成

事前申請確認結果通知書が届いてから、住宅改修施工業者に依頼してください。

完成後、住宅改修業者へ費用のうち自己負担分（1～3割）を支払います。

支給申請

下記のもの、工事完成後に高齢福祉課（各振興事務所）に提出してください。

工事完成後に必要な書類

- ① 住宅改修に要した費用に係る領収書（利用者負担分）

（※当該被保険者以外の領収書は不可。領収書が必要な場合は、原本を提示の上、写しを提出してください）

- ② 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修受領委任払いによる工事完了報告書
- ③ 工事費内訳書（※金額等事前申請と変更があった場合）
- ④ 住宅改修の完成後の状態を確認できる写真（日付表示入）

費用支払

指定の金融機関へ費用のうちの保険給付分（7～9割）が施工事業者へ振り込まれます。